

Weekly Report

第390号
平成28年12月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

29年1月から開始となる制度（税制以外）

◆税制以外の主な制度について

来年1月から適用が開始される制度のうち、税制以外の主な制度は以下のとおりです。

◎個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo）の

加入対象拡大…個人型確定拠出年金（加入者が選択した金融機関を通じて自ら運用を行い、公的年金に上乗せして給付を受け取れる制度）の加入対象者に、企業型年金加入者や専業主婦等が加えられ、基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになります。なお、同制度での掛金は全額所得控除、運用段階で得た利益は全額非課税となる等の税制上の優遇措置が設けられています。

◎育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の改正

…*介護休業の分割取得（3回を上限として通算93日まで）が可能になる、*介護終了までの期間は所定労働の免除を請求できる、*介護休暇、子の看護休暇を半日単位で取得できる、*有期契約労働者の介護休業・育児休業の取得要件を緩和、*妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚からの嫌がらせ（いわ

ゆるマタハラ）についての防止措置を事業主に義務付ける、等の見直しが行われます。

◎雇用保険の適用対象拡大…雇用保険の適用要件（1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込み）に該当する65歳以上の方を、29年1月以降に新たに雇用した、又は28年12月末までに雇用し、29年1月以降も継続して雇用している場合は、雇用保険の適用対象となり加入手続きを行う必要があります。ただし、保険料の徴収は31年度まで免除となります。

全ての事業者が対象となる個人情報保護法

事業者における個人情報の取扱いルールを定めた個人情報保護法が27年9月に改正され、その改正法の全面施行日が29年5月30日となりました。

改正により、同法の適用除外規定（取り扱う個人情報が5千人以下である事業者は適用除外）が廃止されるため、施行日以降は、個人情報をデータベース化して事業活動（営利・非営利は問わず）に利用している全ての事業者に適用されます。

同法が適用される「個人情報取扱事業者」になった場合には、*利用目的の特定と適正な取得、*利用目的による制限、*安全管理措置、*第三者提供の制限、*本人からの開示請求への対応などの規定が適用されることとなります。

★★★1月のチェックポイント★★★

※年末調整で過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は1月10日（火）です。

※納期の特例を受けている企業の源泉所得税（7月～12月分）の納付期限は1月20日（金）。

6ヶ月分をまとめて納税するので資金繰りの確認をしておきます。

※1月分給与計算の前に29年分「扶養控除等申告書」を受理し、源泉徴収簿等に各事項を転記。

※1月末までに「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の事務があります。